

質問回答書

令和2年5月19日
会津若松市長 室井 照平

業務名：会津若松市立地適正化計画策定業務委託

質疑No.	該当箇所	質問事項	回答
1	要求水準書 4頁 第12条 (11) ① 「会津若松市立地適正化計画策定会議」の開催運営	「会場手配、学識経験者（2名）の謝礼、旅費の準備」について 1-1. 会場はどこを想定しているか。 1-2. 謝礼は、一人当たりいくらを想定しているか。 1-3. 旅費は、一人当たりいくらを想定しているか。	1-1. 市内ホテル等の会議室を想定しております。 1-2. 1回あたり2万円程度を想定しております。 1-3. 東京都及び福島市からの旅費及び宿泊費を想定しております。
2	立地適正化計画の対象範囲	1. 本業務における立地適正化計画は、会津都市計画区域における、あくまでも会津若松市内の立地適正化計画を考えるものとして業務実施に当たって良いか。 また、立地適正化計画の策定過程において会津美里町との協議は必要になるか。	1. 本業務における立地適正化計画の対象範囲についてはご理解のとおりです。 また、会津美里町との協議は不要です。
	要求水準書 4頁 第12条 (11) 計画策定会議及び庁内検討会議等の運営支援	2. 策定会議、庁内検討会議及び策定ワーキンググループについて予定回数は示されているが、実施時期について予定等はあるか。 また、実施時期については発注者と受託者との協議により、調整は可能であると考えて良いか。	2. 策定会議等について、実施時期の予定はありません。 そのため、実施時期については、業務着手後、受託者との協議により調整して開催することとなります。
	審査基準 別表 評価基準【①技術基準】	3. 管理技術者及び主たる担当技術者の専任性として、「手持ち業務の状況を、契約金額500万円以上の手持ち業務件数を以下で評価する。」とあるが、この手持ち業務の考え方は業務への携わり方・担当区分や分量に関わらず、技術者として担当していれば、「いずれの技術者も500万円以上を1件担当している」とカウントするのか。（担当区分・分量に応じて契約金額を応分したうえで500万円であるか否かを判断することはできないか。） また、照査技術者として関わっている場合も、契約金額が500万円以上であれば1件担当しているものとしてカウントするのか。	3. 手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務となります。 そのため、担当区分・分量に応じた契約金額の応分による判断はできません。 また、照査技術者としての業務については、上記のとおり手持ち業務としてカウントしません。
	審査基準 別表 評価基準【①技術基準】	1. 実績について、同種は区域区分を定めている都市における立地適正化計画、類似でその他の立地適正化計画や都市計画マスタープラン等とありますが、例えば都市計画マスタープランの業務中で同種の立地適正化計画が同時発注された場合、その案件は同種と類似の実績をそれぞれカウントしても良いか。	1. 同時に立地適正化計画と都市計画マスタープランを受注している場合、同種と類似の実績としてそれぞれカウントしていただいて構いません。

質疑No.	該当箇所	質問事項	回答
3	要求水準書 2頁 第3条②照査技術者	2. 照査技術者について、要求水準書の第3条にて照査技術者の資格要件を求められているが、照査技術者は実施体制書（別紙様式4）の従事予定者の記載のみで、経歴書は作成しなくても良いか。	2. 照査技術者については、ご理解のとおりです。ただし、受託候補者に選定された場合、記載した資格を証する資料を別途、契約前までに提出していただく必要があります。
	募集要項 4頁 9 (1) 提出書類	3-1. 募集要項において、提出書類⑥企画提案書は10枚以内とあるが、一方で、提出書類は両面とある。これは、片面10ページという理解で良いか。もしくは片面20ページ（両面10枚）ということ良いか。 3-2. 説明用スライド及びプレゼンテーション用ビデオについて、提出書類は企画提案書と同じ5月28日で良いか。	3-1. 企画提案書については、両面で10枚（片面で20ページ）以内で作成及び提出してください。 3-2. 印刷した説明用スライド（1部、A4横）については、企画提案書と同じ5月28日（木）までに所定の方法にて提出していただく必要があります。また、説明用スライド及びプレゼンテーション用ビデオの電子データについては、必ず5月29日（金）の午前9時から正午までの間に必着するよう所定の方法にて提出していただく必要があります。
	要求水準書 4頁 第12条 (11) ① 「会津若松市立地適正化計画策定会議」の開催運営	4. 要求水準書の (11) 計画策定会議及び庁内検討会議等の運営支援にて、会場手配と学識経験者（2名）の謝礼とあるが、これらも委託費に含めるのか。また、含める場合、どれくらいの金額を想定しているのか。	4. 会場手配と学識経験者（2名）の謝礼については、委託に含まれます。なお、金額の想定については質疑No.1の回答を参照してください。
4	会津若松市立地適正化計画の策定について	1. 本計画の策定・公表時期はいつ頃を予定しているのか。	1. 会津若松市立地適正化計画は、令和2年度から令和3年度にかけて策定することとし、公表時期は令和4年3月を想定としております。
		2. パブリックコメントの実施時期はいつ頃を予定しているのか。	2. パブリックコメントの実施については、令和3年度内に実施する予定としております。
	要求水準書 1頁 第2条⑩多様な市民意見の聴取・把握及び取りまとめ	3. 提案で市民アンケート等を実施しようとする場合に、アンケート対象者の抽出や宛名ラベル作成等の支援はいただける想定で良いか。	3. アンケート対象者の抽出は市で行います。宛名ラベルの作成等については、市が抽出・提供する対象者のデータを使用して、受託者側において作成、発送等を行っていただく必要があります。